

演劇研究者のための 著作権セミナー

土屋俊
(千葉大学)

話し手の背景

- 情報倫理の研究者として
 - 1980年代にcomputer ethicsが登場
 - 「プログラム」の著作権（GNUライセンス等）
 - 90年代にインターネットの時代へ（オープンソース、オープンアクセス等）
- 図書館長として
 - 1998年から千葉大学附属図書館長
 - 日本複写権センターとの交渉（セルフ式コピー）
 - ILLにおけるFAXをめぐる交渉
 - 著作権法改正への関与
 - 学術情報のネットワーク提供（電子ジャーナル）と著作権（所有から許諾へ）

講演の立場

- あくまで「素人」
- 法律の「解釈」ではない
 - 実際に権利者と話し合ってきた
 - 解釈は可能性の議論。現実的問題の方がより重要
 - 現実的問題の現実的解決がさらに重要
 - (法律家は実は現実的問題をしらないかもしれない)
- したがって、
 - 基本的な考え方
 - 専有と制限
 - 具体的対応
 - 許諾をとる
 - とれないときどうするか

どういう権利か？

- 一応の定義
 - 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう（第2条）
- しかし、実は枚挙
 - 6条から12条
- かつ、権利には下位区分がある
 - 著作人格権（公表、氏名表示、同一性保持）
 - 著作権（複製、上演、演奏、上映、公衆送信、口述、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳・翻案等、そして、いつまでもふえるかもしれない長いリスト

考え方の原則

- 21条から28条
 - 「権利者は権利を専有する」(専有＝一人で独占)
 - つまり、著作者以外は誰もなにもしてはいけない
 - 利用者:これでは著作者以外著作物を利用できないではないか?!
 - 権利者:どうやって、この権利を行使するの?!
- 著作者は許諾できる
 - 「著作権者は、他人に対し、その著作物の利用を許諾することができる」(63条)⇒ 許諾を得て利用
- 著作者は権利を制限される場合がある
 - 30条以降47条くらいまで ⇒ 無許諾で利用

したがって、著作物を使いたいときは

1. 許諾を得て利用

- 契約を行う
- 契約のための交渉が必要
- 許諾さえあれば、契約の範囲でなにをしてもよい

2. 権利制限(=権利者は我慢する)に基づいて 無許諾で利用

- 著作物であるか
- どういう制限か
- 制限への例外・除外はないか
- 補償の手段は何か

一般的な誤解だと思うこと

- 権利制限による無許諾の利用は、利用者の権利である(fair useは権利である)
 - 既得権(私的複製、引用など)、公益性(図書館、教育、試験、障害など)によって権利者に我慢させているだけ
 - したがって、いつも「限定」と「例外」つき
 - かつ、我慢させても補償するのが普通
 - 「ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし**著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。**」(35条)
 - 私的使用を目的として、デジタル方式の録音又は録画の機能を有する機器(放送の業務のための特別の性能その他の私的使用に通常供されない特別の性能を有するもの及び録音機能付きの電話機その他の本来の機能に附属する機能として録音又は録画の機能を有するものを除く。)であつて政令で定めるものにより、当該機器によるデジタル方式の録音又は録画の用に供される記録媒体であつて政令で定めるものに録音又は録画を行う者は、相当な額の**補償金**を著作権者に支払わなければならない。(30条二の2)

契約は法律に優先する

- 著作権は、一人ひとり個人が持つ権利(私権)
- 近代国家は私権を守るために存在する
- したがって、法律で私権を制限するのは(原則としては)おかしい
- 原則として契約が優先する。したがって、
 - 許諾をもとめ、交渉を行い、契約を結んで利用が一番安全
 - 制限による利用とて、除外・限定・例外を考えれば、権利者の意向を無視できない
- **権利者に聞け！ 法律家に聞くな！**
 - ただし、権利者もよくわかっていないことが問題であるが、、、

具体的な問題

- 私的利用のための複製
- 図書館における複製
- 教育利用のための複製
- 営利を目的としない上演・演奏・上映・口述
- 貸与権
- 映画
- 引用

今後の展望(個人的)

- 電子化された社会では、
 - ものに定着させない情報流通 ⇒ インターネット
 - 発信者がかなりコントロールできる
 - 技術的な保護手段の発達 ⇒ 回避は犯罪
 - 暗号化・スクランブル
 - 認証
 - 電子透かし等
- ますます、許諾、契約、ガイドラインが重要になる